

令和8年10月9日（金）

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉

次のとおり一般競争入札（売払）を実施する。入札心得等関係事項を承知の上参加すること。

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名：使用済車両売払
 - (2) 規 格 等：仕様書のとおり
 - (3) 引取場所：陸上自衛隊豊川駐屯地
 - (4) 引取期限：代金納付の日から5日以内（ただし、令和9年3月31日（水）までに搬出すること。）
契約締結後、書類審査として2週間程度を要するため、引取（搬出）日の決定は官側からの通知後となることを了承すること。
 - (5) 解体等期限：引き渡し後3か月以内
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次の各項目のすべての条件を満たす者
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上の資格を有し、かつ競争参加地域「東海・北陸」が有効である者。
 - (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」）第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格の4資格を有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であって、入札開始前までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。また、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた業者に限定する。
 - (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (7) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む。）
 - (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第44条に基づく引取業者として、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者。
 - (10) 前号の法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者であること。
 - (11) 前号における下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
 - (12) 下請負承認申請書には、下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。下請負承認申請書の承認に当たって、確認ができなかった場合は当該下請負者を承認しない。また、電話による確認期間は令和8年10月9日（金）～令和8年10月27日（火）とする。
 - (13) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (14) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (15) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (16) 受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がいらないかを確認した上で承認する。
 - (17) 受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出者がいないことを確認した場合は、入札参加を承認する。
 - (18) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得駐屯地用）別紙様式第16-1「再委託承認申請（届出書）」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。
 - (19) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合
 - 次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - （イ）親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- イ 人的関係がある場合
次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
- （ア） 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- （イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 契約条項等を示す場所
入札資料等は、下記に示す期間、第308会計隊 契約班窓口において配布する。
令和8年10月9日（金）～令和8年10月27日（火）（土曜日曜祝日を除く0815～1700）
- 4 現場説明会及び競争入札執行の場所及び日時
- （1） 現場説明会 : 個別に実施
ア 日 時 : 個別に実施
イ 場 所 : 陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊入札室及び屑置場
※1： 個別の現場説明を希望する者 **令和8年10月27日（火）17時00分**までに第14項（14）の担当者まで連絡すること。
※2： 現物未確認に起因する苦情の申し立てを一切行わないことを同意の上、入札に参加するよう依頼する。（現物未確認による紛争防止のため）
- （2） 入 札
ア 場 所 : 陸上自衛隊豊川駐屯地第308会計隊入札室
イ 日 時 : **令和8年10月28日（水） 14時00分**
- 5 保証金等に関する事項
- （1） 入札保証金 : 免 除
（2） 契約保証金 : 免 除
（3） 違約金
自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載する金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（税抜き価格）を記載すること。
- 7 入札の無効
- （1） 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
（2） 入札に関する条項に違反した入札
（3） 入札業務名、入札金額、入札者の氏名等が判別し難い入札
（4） 入札開始時刻に遅れた者の入札
（5） 同一人が入札した2通以上の入札書
（6） 入札書の親金額の訂正は認めない。
（7） 第14項第1号で示す期限に遅れた郵便入札
- 8 契約書の作成
落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- 9 適用する契約条項
- （1） 基本契約条項
不用物品売払契約条項
（2） 特約条項
ア 談合等の不正行為に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項
ウ 売払い物品の解体に関する特約条項
第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」また、契約の履行期限は令和9年3月31日とする。
- 10 落札の決定方式
総 額
総額が予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 11 売払代金の納付期限
令和9年3月31日（水）
※ 物品引渡しするときまでに納付しなければならない。
- 12 所有権移転の時期
当該物品の引渡しが完了したとき。

- 13 物件の引渡し完了の時期
代金納付の日から5日以内（ただし、令和9年3月31日（水）までに搬出すること。）
- 14 その他
- (1) 郵便による入札については、令和8年10月27日（火）17時00分必着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を行うこと。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
 - (4) 入札に参加する者は、令和8年10月27日（火）17時00分までに資格決定通知書の写し及び業種資格を有することの証明となる書類を提出すること。（FAX可）
 - (5) 他業者を下請けさせる場合は、令和8年10月27日（火）12時00分までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明となる書類を提出すること。受領後、令和8年10月27日（火）までに電話等により確認する。
 - (6) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
 - (7) 再委託承認申請書に 中小受託事業者 の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は 再委託承認申請の承認に当たって、 再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該 再委託を承認しない。
電話等の確認時期：令和8年10月27日（火）12時00分まで
 - (8) 市価調査等の協力を依頼する。
 - (9) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。
なお、記載した連絡先には、必要に応じ、当方から連絡する場合がある。
押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印すること。
 - (10) 売払物品の引取り等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
 - (11) 売払物品の引取に際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
 - (12) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
 - (13) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：加藤
TEL：0533-86-315 内線（ 3347 ）
FAX：0533-84-7850（直通）
 - (14) 品物及び現場説明会に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 輸送班 担当：松永
TEL：0533-86-3151 内線（ 3371 ）

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示
している。
豊橋商工会議所



使用済み車両売り払い（装輪車両）

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役務名称	使用済み車両売り払い(装輪車両)			
図面名称	表紙			
業務隊長	補給科長	管理科長	輸送班長	担当者
了	了	了	了	
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊				

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（装輪車両）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、**G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1**による。

1.2.1**使用済自動車**

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2**売払い自動車**

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3**自動車リサイクル券**

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4**解体・破砕**

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5**全部再資源化**

A S R（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破砕業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6**コンソーシアム**

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第 3 1 条第 1 項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業者をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、**表1**に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、**d)～f)**の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。

なお、売払い自動車の所有権は、**4.1**の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、**2.1**に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、**2.1**に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、**表1**に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を**表1**に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、**4.2 b)**で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**GLT-CG-Z000001**の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。
7	作業前、作業中、作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか、自動車引受け時、重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また、作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において、この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し				解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。					

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

別表一 調達要領指定書

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号第 6 号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和8年10月5日
	作成部隊	豊川駐屯地業務隊管理科輸送班
	作成年月日	令和8年10月5日
品 名	使用済車両売払い	
仕 様 書 番 号	GV-Z001014	
指 定 事 項	<div>1 件名 使用済車両売払い</div> <div>2 売払い車両 売払い車両一覧による。</div> <div>3 現地（物）確認 現地（物）確認を希望する場合は、公告掲載日翌日から入札日前日までの平日 0830～1130、1300～1600までの間とし、現地確認予定日の3日前 までに契約担当官へ通知するものとする。</div> <div>4 引渡時期及び要領 (1) 売払い車両の引渡しは豊川駐屯地内（駐屯地廃車置き場）とする。 (2) 契約日から3ヶ月以内の期間 (3) 車両の積込み、搬出及び固定に必^{vb} とする。 (4) 引渡し時、現状渡し (5) 搬出作業時間は、平日0830～1700までの間とし1200～1300は 作業を中断する。休日に作業を希望する場合は、申請時に申し出るものとする。</div> <div>5 廃油等 廃油置場での作業及び車両の移動、解体に伴い発生する廃油等は契約相手側が処分 するものとし、一時保管場所として官側が指定する場所に保管する。この際、契約相 手側は油を流出させないよう処分を万全にするとともに、油吸着マットや除去スプレ ー等を携行する他、流出した際の処置については契約相手側の責任とする。</div> <div>6 ごみ等 搬出作業で発生したごみについては、契約相手側が持ち帰るものとする。</div>	

指 定 事 項	<div data-bbox="408 249 1433 287">7 使用書に示された書類の提出先は、豊川駐屯地業務隊管理科輸送班とする。</div> <div data-bbox="408 345 546 380">8 調整先</div> <div data-bbox="408 392 1100 566"><div data-bbox="408 392 954 473">(1) 契約（書類関連）に関する調整 豊川駐屯地 第308会計隊契約班</div><div data-bbox="408 485 1100 566">(2) 現地確認日程調整・搬出（実務）に関する調整 豊川駐屯地業務隊管理科輸送班</div></div>
---------	--

売払い車両一覧

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01－8102（V16－7000527）			
リサイクル券番号		1104－0038－7590			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01－9157（V16－0900576）			
リサイクル券番号		1104－0039－3555			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5		vb	386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01-9546（V16－7000433）			
リサイクル券番号		1104－0040－8198			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01－9578（V16－7000465）			
リサイクル券番号		1104－0041－3925			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01－8554（V16－0800470）			
リサイクル券番号		1104－0041－3860			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01－9158（V16－0900577）			
リサイクル券番号		1104－0040－8707			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01－9547（V16－7000434）			
リサイクル券番号		1104－0040－8752			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		01-9916（V16－7100364）			
リサイクル券番号		1104－0042－0527			
屑区分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真鍮	真鍮				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

売払い車両一覧

品 名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		03-5159（V16-7200295）			
リサイクル券番号		1104-0041-5392			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真 鍍	真 鍍				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品 名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		03-5179（V16-7200315【113】）			
リサイクル券番号		1104-0041-9240			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真 鍍	真 鍍				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品 名		73式中型トラック			
車番・車台番号		07-6020（BXD30-0001821）			
リサイクル券番号		0404-0058-1352			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	637			637
	H2	780			780
	H3	1242			1242
	H4	14			14
銅	並	4			4
	下	4			4
真 鍍	真 鍍	25			25
	鋳物				
アルミ		30			30
鉛		26			26
ガラス		22			22
ゴム		208			208
未価値品		248			248
計		3240			3240

品 名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		03-5178（V16-7200314）			
リサイクル券番号		1104-0041-9235			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真 鍍	真 鍍				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950.00

品 名		1／2 tトラック（指揮・連絡用）			
車番・車台番号		03-6187（V16-7400429）			
リサイクル券番号		1104-0041-4113			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	120.8			120.8
	H2	386.5			386.5
	H3	391.1			391.1
	H4	774.7			774.7
銅	並	3.2			3.2
	下				
真 鍍	真 鍍				
	鋳物				
アルミ		27.4			27.4
鉛		26.4			26.4
ガラス		58			58
ゴム		61.3			61.3
未価値品		100.8			100.8
計		1950			1950

品 名		1 1／2 tトラック			
車番・車台番号		07-6267（BXD30-0002120）			
リサイクル券番号		0404-0057-5357			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	599.2			599.2
	H2	694.5			694.5
	H3	1168.1			1168.1
	H4	13.1			13.1
銅	上	3.7			3.7
	並	3.6			3.6
真 鍍	真 鍍	23.5			23.5
	鋳物				
アルミ		28.1			28.1
鉛		27.6			27.6
ガラス		21			21
ゴム		211			211
未価値品		246.6			246.6
計		3040			3040

売払い車両一覧

品 名		1 1／2 tトラック（野戦情報探知装置用）			
車番・車台番号		05－4516（XCD30-0002234）			
リサイクル券番号		0404－0058－9774			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	692			692
	H2	402.1			402.1
	H3	1014.3			1014.3
	H4	101.5			101.5
銅	並	4.2			4.2
	下	14.4			14.4
真 鍮	真 鍮				
	鋳物				
アルミ		122.9			122.9
鉛		21.5			21.5
ガラス		18			18
ゴム		200			200
未価値品		488.7			488.7
計		3080			3080

品 名		3 1／2 tトラック			
車番・車台番号		34-7987（SKW475-7000298）			
リサイクル券番号		0104－0019－5534			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	1760			1760
	H2	2286.5			2286.5
	H3	3295.8			3295.8
	H4	50.6			50.6
銅	並	32.1			32.1
	下	1			1
真 鍮	真 鍮				
	鋳物	5.2			5.2
アルミ		103.6			103.6
鉛		43.2			43.2
ガラス		29			29
ゴム		460.5			460.5
未価値品		502.5			502.5
計		8570			8570

品 名		3 1／2 tトラック			
車番・車台番号		34－0914（SKW476-7001726）			
リサイクル券番号		0104－0020－6889			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	2229.5			2229.5
	H2	2138			2138
	H3	2430.7			2430.7
	H4	253.6			253.6
銅	並	5			5
	下	10.8			10.8
真 鍮	真 鍮	1			1
	鋳物				
アルミ		194.5			194.5
鉛		43.2			43.2
ガラス		30			30
ゴム		435.5			435.5
未価値品		718.2			718.2
計		8490			8490.00

品 名		3 1／2 tトラック（FADS用）			
車番・車台番号		37-6514（SKW475-3002812）			
リサイクル券番号		0104－0020－0348			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	1760			1760
	H2	2286.5			2286.5
	H3	3295.8			3295.8
	H4	50.6			50.6
銅	並	32.1			32.1
	下	1			1
真 鍮	真 鍮				
	鋳物	5.2			5.2
アルミ		103.6			103.6
鉛		43.2			43.2
ガラス		29			29
ゴム		460.5			460.5
未価値品		502.5			502.5
計		8570			8570.00

品 名		3 1／2 tトラック			
車番・車台番号		34-7730（SKW475-3002870）			
リサイクル券番号		0104－0019－5510			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	1760			1760
	H2	2286.5			2286.5
	H3	3295.8			3295.8
	H4	50.6			50.6
銅	並	32.1			32.1
	下	1			1
真 鍮	真 鍮				
	鋳物	5.2			5.2
アルミ		103.6			103.6
鉛		43.2			43.2
ガラス		29			29
ゴム		460.5			460.5
未価値品		502.5			502.5
計		8570			8570

品 名		3 1／2 tトラック			
車番・車台番号		34－0897（SKW476-7001705）			
リサイクル券番号		0104－0020－3543			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	2229.5			2229.5
	H2	2138			2138
	H3	2430.7			2430.7
	H4	253.6			253.6
銅	並	5			5
	下	10.8			10.8
真 鍮	真 鍮	1			1
	鋳物				
アルミ		194.5			194.5
鉛		43.2			43.2
ガラス		30			30
ゴム		435.5			435.5
未価値品		718.2			718.2
計		8490			8490

品 名		3 1／2 tトラック			
車番・車台番号		34－0917（SKW476-7001729）			
リサイクル券番号		0104－0020－6890			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	2229.5			2229.5
	H2	2138			2138
	H3	2430.7			2430.7
	H4	253.6			253.6
銅	並	5			5
	下	10.8			10.8
真 鍮	真 鍮	1			1
	鋳物				
アルミ		194.5			194.5
鉛		43.2			43.2
ガラス		30			30
ゴム		435.5			435.5
未価値品		718.2			718.2
計		8490			8490.00

品 名		3 1／2 tトラック（FADS用）			
車番・車台番号		37-6515（SKW475-7000511）			
リサイクル券番号		0104－0020－0357			
屑 区 分		総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	1760			1760
	H2	2286.5			2286.5
	H3	3295.8			3295.8
	H4	50.6			50.6
銅	並	32.1			32.1
	下	1			1
真 鍮	真 鍮				
	鋳物	5.2			5.2
アルミ		103.6			103.6
鉛		43.2			43.2
ガラス		29			29
ゴム		460.5			460.5
未価値品		502.5			502.5
計		8570			8570.00

売払い車両一覧

品名	3 1/2 tトラック (FADS用)			
車番・車台番号	37-6516 (SKW475-7000614)			
リサイクル券番号	0104-0020-0366			
屑区分	総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	2229.5		2229.5
	H2	2138		2138
	H3	2430.7		2430.7
	H4	253.6		253.6
銅	並	5		5
	下	10.8		10.8
真鍮	真鍮	1		1
	鋳物			
アルミ		194.5		194.5
鉛		43.2		43.2
ガラス		30		30
ゴム		435.5		435.5
未価値品		718.2		718.2
計		8490		8490.00

品名	重迫けん引車（120mm迫撃砲RT用）			
車番・車台番号	50-4396(XCD10-0001285)			
リサイクル券番号	0404-0058-7864			
屑区分	総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	851		851
	特級	421		421
	1級	103		103
	2級	383.1		383.1
	級外	3		3
銅	上	4		4
	並	2.7		2.7
真鍮	真鍮	2		2
	鋳物			
アルミ		68.1		68.1
鉛		43		43
ガラス		17		17
ゴム		150.8		150.8
未価値品		446		446
計		2494.7		2494.7

品名	重迫けん引車（120mm迫撃砲RT用）			
車番・車台番号	50-4394(XCD10-0001283)			
リサイクル券番号	0404-0058-7855			
屑区分	総重量	回収重量	回収部品名	売払重量
鉄	鋳物	851		851
	特級	421		421
	1級	103		103
	2級	383.1		383.1
	級外	3		3
銅	上	4		4
	並	2.7		2.7
真鍮	真鍮	2		2
	鋳物			
アルミ	68.1			68.1
鉛	43			43
ガラス	17			17
ゴム	150.8			150.8
未価値品	446			446
計	2494.7			2494.7

[illegible]

承認申請
下 請 負 出 書
届 出

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

1 _____ を下請負者として貴部発注
調 達 要 求 番 号 _____
契約番号契約年月日 _____
品 名 数 量 _____
に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。
お届けします。

2 _____ 年度分

承 認 書

調 達 要 求 番 号
契約番号契約年月日
品 名 数 量
の契約に係る事項について _____ に請け負わせることを下記条
件を付して承認する。

記

1
2
3

承認番号 下請負第 号

令和 年 月 日

注：1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること
2 不要の箇所は抹消すること

1 下請負を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由

2 下請負を必要とする理由

3 下請負の範囲

4 下請負部分にかかる契約金額又は見積額

5 契約相手方と下請負を行わせようとする者との下請負部分に係る納入条件（納期、納入場所等）

6 その他必要と認める事項

注 年度区分においての届け出は、項目 1、2、3 とする。

入札日 令和8年10月28日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

本入札見積に対して、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

¥ (消費税抜き)

住所

名 称

代金納付の日から5日以内
(ただし、令和9年3月31日(水)までに実施すること)

代表者名

引渡場所：陸上自衛隊豊川駐屯地

担当者名

下記の内訳のとおり入札致します。

連絡先

[illegible]

市場価格調査書

提出期限:令和8年10月27日(火) 12:00まで
市価調査書については、
FAXでの提出とする。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 齊藤 貴哉 殿

※市場価格とは
市場の中での取引価格であり、入札（見積）
する金額とは違いますのでご注意ください。

¥ (消費税抜き)

住所

名 称

代金納付の日から5日以内
(ただし、令和9年3月31日(水)までに実施すること)

代表者名

引渡場所：陸上自衛隊豊川駐屯地

担当者名

下記の内訳のとおり見積致します。

連絡先

[illegible]